○法務省告示第二十三号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和八年三月二十六日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構

東京都千代田区大手町一丁目一番三号

認証年月日

令和八年三月十二日

○農林水産省告示第四百三十号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Glycine max (L.) Merr.	KAE-004	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	第36795号 令和８年２月９日
Zingiber officinale Roscoe	坂田（さかた）３号（ごう）	株式会社坂田信夫商店 高知県香美市土佐山田町宝町４―91―4	第36772号 令和８年２月16日

○農林水産省告示第四百三十一号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Chrysanthemum L.	琉（りゅう）HK28-98	沖縄県農業協同組合 沖縄県那覇市壺川２―９―１	第37138号 令和８年２月19日

○国土交通省告示第四百十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
長浜市加田町字宮ノ前一番二から同市加田今町字松岡山一番五まで	前	最大 三〇〇 最小 八五	二七一
	後	最大 二八八 最小 一二〇	

○国土交通省告示第四百十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　近畿自動車道名古屋神戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
甲賀市土山町南土山字尾巻甲一一一八番二七から同市土山町南土山字尾巻甲一一二三番三まで	前	最大 六五六 最小 五〇八	二六五
	後	最大 六四九 最小 四三五	

○国土交通省告示第四百十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から百十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と百十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千二百七十五号で指定した新川に掲げる土地の区域を除く。）

字飯塚			字土ヶ森		
八六番四	一号及び二号		一〇番一	地先水路敷	一〇番一三
九一番三	三号から五号まで		九番三		五十二号及び五十六号
九二番五	六号		一〇番一三		五十三号から五十五号まで
九四番六	七号から九号まで		八番一		五十七号から六十号まで
九四番四	十号及び十一号		二十六番六		六十一号から六十三号まで
九四番九	十二号から十四号まで		三番六		六十四号及び六十五号
九七番一	十五号及び十六号		三番五		六十六号から七十号まで
九八番一	十七号		二番一	地先水路敷	七十一号から八十一号まで
一〇〇番一	十八号				
一〇〇番二	十九号				
一〇一番五	二十号及び二十一号				
一〇一番四	二十二号及び二十三号				
一〇二番五	二十四号から二十七号まで				
一〇八番二	二十八号及び二十九号				
一〇一番四	三十号から三十三号まで				
一〇一一番二	三十四号から三十八号まで				
一一三番二	三十九号から四十一号まで				
一一四番	四十二号から四十五号まで				
一〇番八	四十六号				
一〇番一一	四十七号				
一〇番一	四十八号及び四十九号				